

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和 2 年青森県規則第 59 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる底建網漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和 7 年 8 月 28 日

青森県知事 宮下 宗一郎

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
底建網漁業	1 人	定めなし	・ A 区域 次の各点を順次に結んだ 5 直線によって囲まれた海域。 イ 北津軽郡中泊町権現崎（以下「権現崎」という。）突端と西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町弁天崎（以下「弁天崎」という。）突端を結ぶ線上権現崎突端から 4,000 メートルの点 ロ 基点第 44 号（五所川原市と北津軽郡中泊町との境に設置した標柱）から 222 度 30 分（真方位による。以下同じ。）4,000 メートルの点 ハ 基点第 43 号（つがる市と五所川原市との境に設置した標柱）から 272 度 30 分 4,000 メートルの点 ニ 基点第 43 号から 261 度 30 分 4,100 メートルの点 ホ 基点第 43 号から 266 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線との交点	10 月 21 日から 翌年 7 月 31 日まで	北津軽郡中泊町大字小泊に住所を有する者	令和 7 年 8 月 28 日から 令和 7 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 21 日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）許可番号及び漁業者名を明記した 27 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。 （2）設置できる漁具の統数は、2 ケ統以内とする。 （3）漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。 （4）五所川原市十三灯台から 270 度 30 分 5,600 メートルの点（大型魚礁設置箇所を中心）の周囲 300 メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
	2 人				五所川原市十三に住所を有する者		
	5 人				つがる市豊富町又はつがる市富范町に住所を有する者		

	18 人		・ B 区域 次の各点を順次に結んだ 9 直線によって囲まれた海域。 イ 基点第 42 号(つがる市木造館岡上沢辺堀替に設置した標柱) から 270 度 30 分 2,000 メートルの点 ロ 弁天崎突端から 19 度 30 分 5,400 メートルの点 ハ 西津軽郡鰯ヶ沢町鳴沢川尻に設置した標柱から 308 度 30 分 3,000 メートルの点 ニ 基点第 41 号(西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱) から 324 度 30 分 2,000 メートルの点 ホ 基点第 40 号(西津軽郡深浦町と同郡鰯ヶ沢町との境に設置した標柱) から 328 度 30 分 2,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点	・ B 区域 10 月 10 日から翌年 8 月 31 日まで ・ I 区域 10 月 10 日から翌年 8 月 31 日まで ただし、点㍑、㍑’、オ、ナ、カ、リ、ノ、及び㍑の各点を順次に結んだ 7 直線によって囲まれた区域については 10 月 15 日から翌年 4 月 10 日までとし、	西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字田中町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字七ツ石町、西津軽郡鰯ヶ沢町大字漁師町又はつがる市木造出来島に住所を有する者	令和 7 年 8 月 28 日から令和 7 年 9 月 19 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 許可番号及び漁業者名を明記した 27 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。 (2) 設置できる漁具の統数は、2 ケ統以内とする。 (3) 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。 (4) 西津軽郡鰯ヶ沢町鰯ヶ沢港赤灯台から 280 度 30 分 5,900 メートルの点(大型魚礁設置箇所を中心)の周囲 300 メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
--	------	--	---	--	--	------------------------------------	---

			ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点 ・ I 区域 次の各点を順次に結んだ 13 直線によって囲まれた海域。 ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2,700 メートルの点 キ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点 キ´ 点キから正西 500 メートルの点 オ 点ノ（権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から 5 海里の点）から正北 500 メートルの点から正西 500 メートルの点 リ´ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,500 メートルの点 ナ 基点第 39 号（西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱）から 335 度 30 分 4,500 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点 ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点 ム 基点第 42 号から 270 度 30 分 2,500 メートルの点	点リ、チ、カ及びリ の各点を順次に結 んだ 3 直線によっ て囲まれた区域に ついては 10 月 15 日から翌年 8 月 31 日までとする。			
--	--	--	--	---	--	--	--

	7人		・ B 区域 次の各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた海域。 ニ 基点第 41 号(西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱) から 324 度 30 分 2,000 メートルの点 ホ 基点第 40 号(西津軽郡深浦町と同郡鰺ヶ沢町との境に設置した標柱) から 328 度 30 分 2,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ・ I 区域 次の各点を順次に結んだ 13 直線によって囲まれた海域。 ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2,700 メートルの点 ヰ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点 ヱ’ 点ヰから正西 500 メートルの点 オ 点ノ (権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から 5 海里の点) から正北 500 メートルの点から正西 500 メートルの点 リ’ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,500 メートルの点 ナ 基点第 39 号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱) から 335 度 30 分 4,500 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点 ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点 ム 基点第 42 号から 270 度 30 分 2,500 メートルの点		西津軽郡鰺ヶ沢町大字姥袋町又は西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町に住所を有する者		
--	----	--	--	--	--------------------------------------	--	--

	86 人		・ B 区域 次の各点を順次に結んだ 8 直線によって囲まれた海域。 ニ 基点第 41 号(西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町と同町大字淀町との境に設置した標柱) から 324 度 30 分 2,000 メートルの点 ホ 基点第 40 号(西津軽郡深浦町と同郡鰯ヶ沢町との境に設置した標柱) から 328 度 30 分 2,000 メートルの点 へ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎(以下「大戸瀬崎」という。)に設置した標柱から 348 度 30 分 2,000 メートルの点 ト 基点第 39 号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱) から 335 度 30 分 2,000 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ・ D 区域 次の各点を順次に結んだ 5 直線によって囲まれた海域。 ト 基点第 39 号から 335 度 30 分 2,000 メートルの点 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,000 メートルの点 ヨ 基点第 37 号(西津軽郡深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱) から 309 度 30 分 3,000 メートルの点 タ 基点第 37 号から 309 度 30 分 2,000 メートルの点 レ 基点第 38 号(西津軽郡深浦町大字麴木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱) から 282 度 30 分 2,000 メートルの点 ・ F 区域 次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域。 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,000 メートルの点 ナ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,500 メートルの点 ネ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3,200 メートルの点 ヨ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3,000 メートルの点	・ B 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ・ D 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ・ F 区域 10 月 15 日から 翌年 4 月 10 日まで ・ I 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ただし、点キ、 キ'、オ、ナ、カ、 リ、ノ、及びキの各 点を順次に結んだ 7 直線によって囲 まれた区域につい ては 10 月 15 日か ら翌年 4 月 10 日ま でとし、点リ、チ、 カ及びリの各点を 順次に結んだ 3 直 線によって囲まれ た区域については 10 月 15 日から翌 年 8 月 31 日までと する。	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢、西津軽郡深浦町大字関、西津軽郡深浦町大字田野沢、西津軽郡深浦町大字柳田又は西津軽郡深浦町大字麴木に住所を有する者		1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 許可番号及び漁業者名を明記した 27 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 設置できる漁具の統数は、2 ケ統以内とする (3) 漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする (4) 西定第 11、12 号の各定置漁業の操作中は、次の点 1 から沖側を通って点 4 に至る身網の型網から 200 メートルの区域及び次の点 1、2、3、4 及び点 1 の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域で操業してはならない 点 1 身網の型網の陸側東方延長線上型網端から 200 メートル東方の点 点 2 垣網の元付から西方へ垂直に 120 メートルの点 点 3 垣網の元付から東方へ垂直に 120 メートルの点 点 4 身網の型網の陸側西方延長線上型網端から 200 メートル西方の点 (5) 西津軽郡鰯ヶ沢町鰯ヶ沢港赤灯台から 280 度 30 分 5,900 メートルの点(大型魚礁設置箇所を中心)の周囲 300 メートル以内の海域に漁具を設置してはならない
--	------	--	---	---	--	--	---

			・ I 区域 次の各点を順次に結んだ 13 直線によって囲まれた海域並びに次の A、B 及び C を結んだ 3 直線によって囲まれた海域。 ウ 旧車力村と旧木造町との境界から 270 度 30 分 2,700 メートルの点 キ 点ウから 270 度 30 分の線と権現崎突端と弁天崎突端とを結んだ線との交点 キ’ 点キから正西 500 メートルの点 オ 点ノ（権現崎突端と弁天崎突端とを結ぶ線上の弁天崎突端から 5 海里の点）から正北 500 メートルの点から正西 500 メートルの点 リ’ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,500 メートルの点 ナ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,500 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ル 基点第 41 号から 324 度 30 分 4,000 メートルの点 ヲ 弁天崎突端から 1 度 30 分 5,200 メートルの点 ワ 基点第 42 号から 270 度 30 分 4,500 メートルの点 ム 基点第 42 号から 270 度 30 分 2,500 メートルの点 A 点ナと点オを結ぶ直線上の点ナから 1 海里の点(概位、北緯 40 度 47.500 分、東経 140 度 00.400 分（世界測地系。以下、同じ。）） B 点ナと点オを結ぶ直線を基線として点 A から 90 度 500 メートルの点（概位、北緯 40 度 47.800 分、東経 140 度 00.150 分） C 点ナと点オを結ぶ直線上の点(概位、北緯 40 度 50.100 分、東経 140 度 06.820 分)				
--	--	--	--	--	--	--	--

	12 人		・ B 区域 次の各点を順次に結んだ 6 直線によって囲まれた海域。 ホ 基点第 40 号(西津軽郡深浦町と同郡鰯ヶ沢町との境に設置した標柱) から 328 度 30 分 2,000 メートルの点 へ 西津軽郡深浦町大字田野沢大戸瀬崎(以下「大戸瀬崎」という。)に設置した標柱から 348 度 30 分 2,000 メートルの点 ト 基点第 39 号(西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱) から 335 度 30 分 2,000 メートルの点 チ 基点第 39 号から 335 度 30 分 3,000 メートルの点 リ 大戸瀬崎に設置した標柱から 348 度 30 分 4,000 メートルの点 ヌ 点ホから 2 度 30 分 4,000 メートルの点 ・ D 区域 次の各点を順次に結んだ 5 直線によって囲まれた海域。 ト 基点第 39 号から 335 度 30 分 2,000 メートルの点 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,000 メートルの点 ヨ 基点第 37 号(西津軽郡深浦町根株川尻より西方(暗堰)に設置した標柱) から 309 度 30 分 3,000 メートルの点 タ 基点第 37 号から 309 度 30 分 2,000 メートルの点 レ 基点第 38 号(西津軽郡深浦町大字麴木と同町大字風合瀬との境に設置した標柱) から 282 度 30 分 2,000 メートルの点 ・ F 区域 次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域。 カ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,000 メートルの点 ナ 基点第 39 号から 335 度 30 分 4,500 メートルの点 ネ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3,200 メートルの点 ヨ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3,000 メートルの点	・ B 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ・ D 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ・ F 区域 10 月 15 日から 翌年 4 月 10 日まで	西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川、西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川又は西津軽郡深浦町大字風合瀬字下砂子川に住所を有する者		
--	------	--	--	--	--	--	--

	4 人		・ G 区域 次の各点を順次に結んだ 3 直線によって囲まれた海域。 タ 基点第 37 号（西津軽郡深浦町根株川尻より西方（暗堰）に設置した標柱）から 309 度 30 分 2,000 メートルの点 ネ 基点第 37 号から 309 度 30 分 3,200 メートルの点 ラ 西津軽郡深浦町大字広戸行合崎突端から 321 度 30 分 2,100 メートルの点	10 月 25 日から 翌年 8 月 31 日まで	西津軽郡深浦町大字広戸 又は西津軽郡深浦町大字横磯に住所を有する者	令和 7 年 8 月 28 日から 令和 7 年 10 月 1 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 25 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）許可番号及び漁業者名を明記した 27 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。 （2）設置できる漁具の統数は、2 ケ統以内とする。 （3）漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。
	20 人		・ C 区域 基点第 31 号（青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱）から正西の線、同線上基点第 31 号から 4 海里の点と西津軽郡深浦町舩作崎突端とを結んだ直線及び陸岸によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場の区域を除く。 ・ C 区域沖合 次の点 1、点 2、点 3、点 4 及び点 1 の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた海域。 点 1 基点第 31 号から正西の線、同線上基点第 31 号から 4 海里の点（北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 51.00 分の点（世界測地）） 点 2 点 1 から正西 1,000 メートルの点（北緯 40 度 25.70 分、東経 139 度 50.30 分の点（世界測地）） 点 3 点 4 から正西 1,000 メートルの点（北緯 40 度 33.85 分、東経 139 度 50.70 分の点（世界測地）） 点 4 点 1 と舩作崎突端を結んだ線と基点第 34 号（深浦町大字岩崎と大字沢辺との境の立待崎に設置した標柱）から真方位（以下同じ。）172 度 30 分 2,000 メートルの点と深浦町大字沢辺、恵神崎に設置した標柱から 194 度 30 分 2,000 メートルの点を結んだ線との交点（北緯 40 度 33.85 分、東経 139 度 51.40 分の点（世界測地））	・ C 区域 10 月 10 日から 翌年 8 月 31 日まで ・ C 区域沖合 10 月 10 日から 翌年 2 月 28 日まで	西津軽郡深浦町大字岩崎 又は西津軽郡深浦町大字沢辺に住所を有する者	令和 7 年 8 月 28 日から 令和 7 年 9 月 19 日まで	1 許可の有効期間は、令和 7 年 10 月 10 日から令和 8 年 8 月 31 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 （1）許可番号及び漁業者名を明記した 27 センチメートル四方以上の標識を身網に接続して水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない。 （2）設置できる漁具の統数は、2 ケ統以内とする。ただし C 区域沖合については 1 ケ統のみとし、C 区域と合算して 2 ケ統とする。 （3）漁具の建て込み時間は、日出から日没までの間とする。 （4）定置漁業の操業中は、身網の前後面、沖側及び垣網から各 500 メートル以内で操業してはならない。 （5）西津軽郡深浦町汐ヶ島正西 4,700 メートルの点（大型魚礁設置箇所を中心）の周囲 300 メートル以内の海域に漁具を設置してはならない。
	1 人				西津軽郡深浦町大字大間越に住所を有する者		

たら底建網漁業	16 人	定めなし	(操業区域) A 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 基点1　むつ市脇野沢と下北郡佐井村との境に設置した標柱 基点2　むつ市脇野沢貝崎突端 点ア　基点1から磁針方位285度5,500メートルの点 点イ　基点1から磁針方位285度8,500メートルの点 点ウ　基点2から磁針方位253度6,000メートルの点 点エ　基点2から磁針方位253度4,000メートルの点 (操業区域) B－1 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 点ア　むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度3,700メートルの点 点イ　むつ市脇野沢牛首崎突端から磁針方位162度2,800メートルの点 点ウ　むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位176度5,500メートルの点 点エ　むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位176度9,700メートルの点 (操業区域) B－2 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域。 点ア　むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度4,200メートルの点 点イ　むつ市脇野沢疣岩崎突端から磁針方位214度5,100メートルの点 点ウ　むつ市脇野沢弁天島灯台中心点と東津軽郡平内町大島灯台中心点とを結んだ線上弁天島灯台中心点から5,400メートルの点 点エ　むつ市脇野沢と同市川内町との境に設置した標柱から磁針方位185度9,700メートルの点	12月1日から翌年2月19日まで	むつ市脇野沢に住所を有する者	令和7年8月28日から令和7年11月14日まで	1　許可の有効期間は、令和7年12月1日から令和8年2月19日までとする。 2　次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3) 敷設できる漁具の統数の上限は、3ヶ統とする
---------	------	------	---	------------------	----------------	-------------------------	---

	2 人		次の各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 点ア 40° 57′ 51″ N 140° 47′ 06″ E 点イ 40° 55′ 24″ N 140° 47′ 09″ E 点ウ 40° 55′ 31″ N 140° 46′ 53″ E 点エ 40° 58′ 00″ N 140° 46′ 43″ E	12 月 5 日から翌年 2 月 20 日まで	東津軽郡平内町に住所 を有する者		1 許可の有効期間は、令和 7 年 12 月 5 日から令和 8 年 2 月 20 日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40 センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上 1.5 メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3) 敷設できる漁具の統数の上限は、1 ヶ統とする
	3 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 基点 1 青森市大字野内と大字久栗坂との境に設置した標柱 基点 2 青森市大字浅虫裸島西端に設置した標柱 点ア 基点 2 から磁針方位 296 度 8,400 メートルの点 点イ 点アから磁針方位 176 度 800 メートルの点 点ウ 基点 1 から磁針方位 322 度 6,000 メートルの点 点エ 基点 2 から磁針方位 296 度 6,400 メートルの点		青森市大字清水、青森市 大字油川又は青森市羽 白に住所を有する者		
	2 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 基点 1 東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点 2 青森市大字左堰と内真部との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から正東 5,900 メートルの点 点イ 基点 1 から正東 6,700 メートルの点 点ウ 基点 2 から磁針方位 88 度 6,200 メートルの点 点エ 基点 2 から磁針方位 88 度 5,400 メートルの点		青森市大字六枚橋、青森 市大字四戸橋又は青森 市大字後潟に住所を有 する者		
	2 人		次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ 4 直線によって囲まれた区域。 基点 1 東津軽郡蓬田村瀬辺地川河口左岸 基点 2 東津軽郡蓬田村と青森市との境に設置した標柱 点ア 基点 1 から正東 5,900 メートルの点 点イ 基点 1 から正東 6,700 メートルの点 点ウ 基点 2 から真方位 80 度 30 分 6,750 メートルの点 点エ 基点 2 から真方位 80 度 30 分 6,000 メートルの点		東津軽郡蓬田村に住所 を有する者		